

横浜市市民文化会館 関内ホール  
物品販売および寄附行為等 許可申請書

指定管理者

かんないアート&メディアパートナーズ あて

申請日

年

月

日

横浜市市民文化会館条例 第10条に基づき、次の通り行為許可申請します。

行為責任者	団体名
	住所
	電話 ( )
代表者名	申請者名
催事名	
行為日時	年 月 日 ( ) : から 年 月 日 ( ) : まで
販売場所	大ホール / 小ホール / その他 ( )
行為内容	物品販売 / 寄附の勧誘 / 広告物の掲示及び配布 / その他 ( )
販売物品内容	CD / DVD / ビデオ / その他 ( )
	書籍 / 楽譜 / 関連グッズ / その他 ( )
販売物品 広告配布物 詳細	・品目 数量 料金
	・品目 数量 料金
	・品目 数量 料金
	・品目 数量 料金
	・品目 数量 料金
	※詳細が書ききれない場合は別様式で提出してください。 ※広告物の場合は料金欄は空欄としてください。
寄附先 詳細	寄附団体名
	※寄附先団体の詳細がわかる資料を添付してください。
備考	
許可条件	・行為日時の7日前までに本申請書をご提出ください。期日までに提出がない場合許可できない場合がございます。 ・違反行為などがあった場合は許可通知後であっても許可を取り消す場合がございます。
	【物品販売について】 ・関内ホールで販売行為をする場合以下の手数料が発生します。 ① CD・DVD・ビデオなど → 5% ② 書籍・楽譜・関連グッズなど → 10% ※ 公演に関するパンフレット・プログラムは手数料が発生いたしません
	【寄附行為について】 行為終了後、速やかに寄附した際の領収書のコピーをご提出ください。/主催団体への寄附は許可できない場合がございます。 寄附は任意で行うものを指し、徴収する場合は入場料とみなします。/寄附金額については最低額設定を行わないでください。

物品販売および寄附行為等 許可書

年

月

日

上記申請の 物品販売 / 寄附の勧誘 / 広報物掲示配布 行為については

許可する

ことに決定いたしましたので、ここに通知いたします。

許可しない

かんないアート&メディアパートナーズ

印